

令和6年度 ハラスメントに関する概要について

(ハラスメント防止・対策委員会)

1 令和6年度の委員会活動状況

(1) 開催回数 6回(5月・8月・9月・11月・12月・2月)

※8月、11月はメール審議

(2) 審議事項

①令和5年度ハラスメント相談員相談実績について(年次報告)

②令和5年度のハラスメント防止対策について(報告)

1)ハラスメント学外相談員による相談の実施

2)部局ごとのハラスメント防止研修会の実施

③令和6年度のハラスメント防止対策について

1)ハラスメント学外相談員による相談の実施

2)部局ごとのハラスメント防止研修会の実施

④ハラスメントに関する申出及び申立てに対する審議(3件)

(資料)

- ・リーフレット『ハラスメントの防止と解決のために』
- ・ハラスメント学外相談員制度のお知らせ
- ・令和6年度ハラスメント防止研修会の実施結果
- ・ハラスメント防止・対策委員会ニュースレターNo.18、19、20

2 今後の課題

- ・ハラスメント相談員(教職員相談員・学外相談員)の制度周知
- ・ハラスメント相談員(教職員相談員・学外相談員)の相談技術向上
- ・受講者のハラスメントへの意識付けを高める防止研修会の実施

3 令和7年度の事業計画

- ・ハラスメント学外相談員制度の周知(毎月ユニパにて日程案内)
- ・ハラスメント教職員相談員向け研修会の開催
- ・各部局におけるハラスメント防止研修会の開催
- ・ハラスメント防止・対策委員会ニュースレターの作成・配付
- ・新入生ガイダンスにおけるリーフレットの配付
- ・新任教職員へのハラスメント相談員制度等の説明

(参考) 静岡県公立大学法人第3期中期計画(抜粋)

第5 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

2 社会的責任に関する目標を達成するための措置

- ・ハラスメントの根絶を目指し、相談窓口体制の充実や重層的な研修会等の実施により、防止・救済対策の強化を図る。(No. 82)

ハラスメント学外相談員制度のお知らせ

本学では、学内の教職員による相談制度のほか、学外相談員を配置して、ハラスメント相談に対応しています。

セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、その他のハラスメントに関する相談を、学外の相談員が面談及び電話等で受け付けます。

学生の方も教職員の方も相談できます。匿名でも相談できます。被害者のみならず、第三者などからの相談も受け付けます。秘密は厳守しますので、安心して相談してください。

- 相談員：鈴木 美紀
- 開催日：＜草薙キャンパス＞ 原則として毎週 1 回
＜小鹿キャンパス＞ 原則として毎月 2 回
※毎月末、次月の日程を、大学ホームページ、ユニバーサルパスポートによるメール配信でお知らせします。
- 時 間：10:00～17:00
- 場 所：＜草薙キャンパス＞ 図書館2階AV送出センター
＜小鹿キャンパス＞ 事務・図書館棟1階学生相談室
- 申込方法：開催日の電話又は事前に電子メールにて、相談日時を予約してください。
- 電 話：＜草薙キャンパス＞ 054-264-5811
＜小鹿キャンパス＞ 054-202-2613
※開催日に電話で相談することもできます。
- E-mail：hmsoudan@u-shizuoka-ken.ac.jp
- 留意事項：対面による相談の場合は、希望により、マスクを着用してください。

詳細については、大学ホームページ（学内専用＞教職員・学生専用＞様式・規程・各種マニュアル等＞ハラスメント相談窓口）をご覧ください。



静岡県立大学



令和6年度ハラスメント防止研修会の実施・計画状況 (R7.3.31 現在)

部局名	開催日時・内容	講師	対象人数	受講人数		受講率
				研修会	動画視聴等 個別対応	
(1)薬学部	11月7日(木) 13:00～14:20 <u>ZOOM</u> 「キャンパスハラスメントはなぜ問題なのか」	広島大学 ハラスメント相談室 准教授 北仲千里 氏	79	—	79	100%
(2)食品栄養科学部	11月7日(木) 13:00～14:20 <u>ZOOM</u> 「キャンパスハラスメントはなぜ問題なのか」	広島大学 ハラスメント相談室 准教授 北仲千里 氏	62	—	62	100%
(3)国際関係学部	12月17日(火) 13:00～14:15 <u>ZOOM</u> 「ケースから考える、アカデミック・ハラスメント —講義での問題から、指導放置まで—」	広島大学 ハラスメント相談室 准教授 北仲千里 氏	59	55	4	100%
(4)経営情報学部	厚生労働省 「みんなでNO ハラスメントオンライン研修講座」 (5月24日～7月31日)		30		30	100%
(5)看護学部	3月4日(火) 09:00～11:00 アンガーマネジメント 「怒りの感情を理解しよう～自分の怒りの取り扱い方・相 手の怒りへの対応方法～」	NPO 法人アサーティブジャパン 理事 谷澤 久美子 氏	51	38	13	100%
(6)県大事務局	11月7日(木) 13:00～14:20 <u>ZOOM</u> 「キャンパスハラスメントはなぜ問題なのか」	広島大学 ハラスメント相談室 准教授 北仲千里 氏	123	—	123	100%
(7)短期大学部・ 事務部	11月7日(木) 13:00～14:20 <u>ZOOM</u> 「キャンパスハラスメントはなぜ問題なのか」	広島大学 ハラスメント相談室 准教授 北仲千里 氏	51	41	10	100%
総 計			455	134	321	100%

静岡県立大学ハラスメント防止・対策委員会 ニュースレター2024年4月発行 NO.18



みなさん、こんにちは。

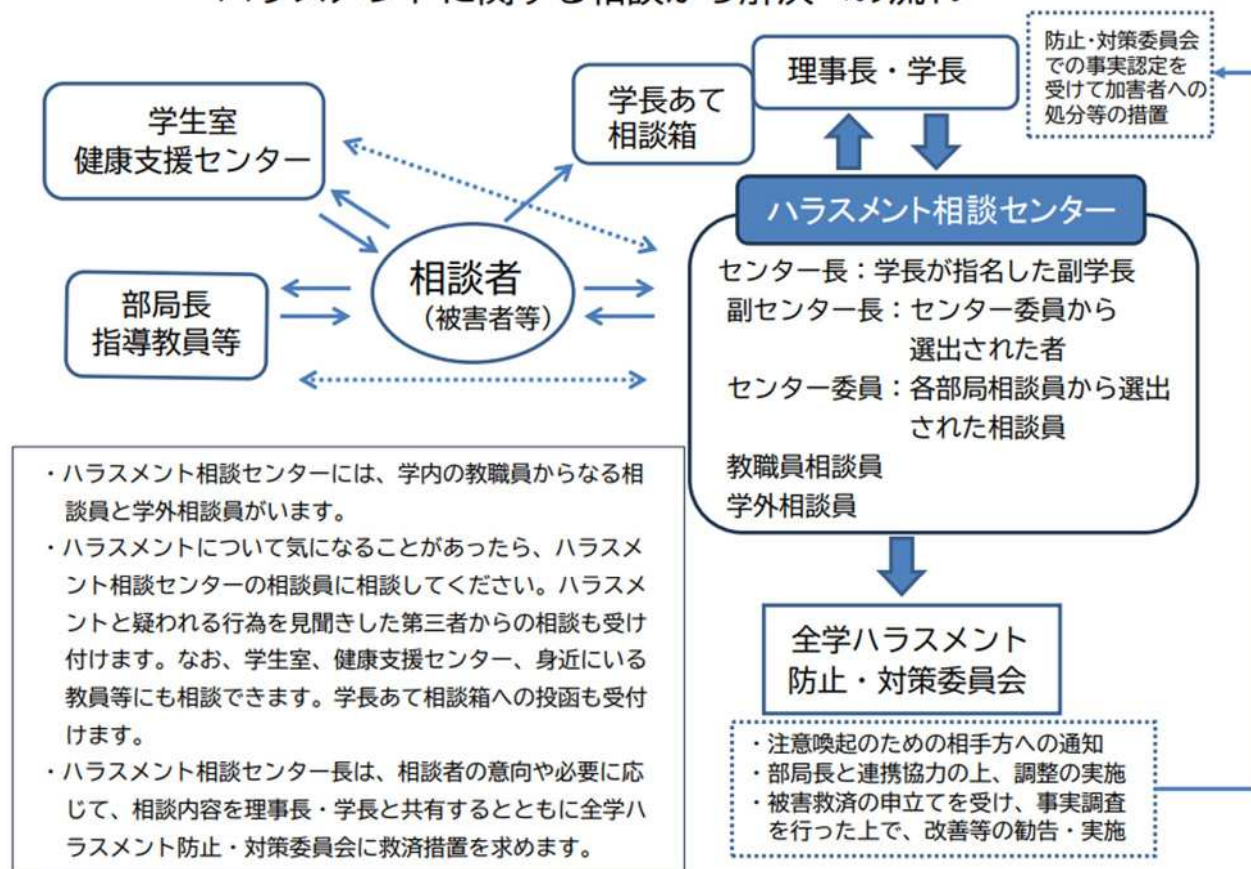
静岡県立大学では、この4月からハラスメント相談体制を強化するため、「**ハラスメント相談センター**」を立ち上げました。

相談内容については、原則として相談者と相談員の間のみで守秘されますが、相談者の意向や希望があれば、相談を受けた相談員は、関係する部局の代表相談員（相談センター委員）や相談センター長（担当副学長）と相談内容を共有し、相談者の意向や希望にどのように応えられるのかを考え、相談者に助言するほか、相談者の意向に対応して調整を行うように設置するものです。

相談員には、相談内容の守秘義務があり、また、相談者の意向や希望により匿名の相談も可能です。相談員は、相談者の意向を最優先で対応いたしますので、安心して相談してください。

ハラスメントについて気になることがあったら、気軽にハラスメント相談員（教職員相談員・学外相談員）に相談してください。

ハラスメントに関する相談から解決への流れ



※今年度の教職員相談員は、決まり次第、ニュースレターでお知らせします。

相談員に相談してみよう！



「これってハラスメントかな？」「気になることがある」と思ったら、ひとりで悩む前にハラスメント相談員（教職員相談員・学外相談員）に相談してみましょう。

「相談したいけれど、大事になってしまうのでは？」と心配して、相談を躊躇している人もいます。相談の流れについて簡単にご紹介します。

①まずは、メールで予約

メールの予約を受けた相談員は、相談日時や場所を調整します。

相談員は、各学部・大学院教員や事務局職員の相談員（毎月末にユニパに掲載する「学外相談員相談日のお知らせ」に教職員相談員一覧や連絡先を掲載しております。）のほか、各学部・大学院や事務局に所属していない「学外相談員制度」があります。匿名での相談も可能です。

②予約日に相談する

相談員は、あなたの話をじっくりとおうかがいます。

相談員には、守秘義務があります。秘密は厳守しますので、安心して相談してください。

気になることについて、あなたはどうしたいのか（とりあえず話を聞いてもらうだけでもいい、指導教員に伝えて欲しいなど）相談員とともにゆっくり考えていきましょう。

③（相談の結果）何かアクションを起こしたいとき

相談員と考えていくうちに、あなたの気持ちがまとまったら、相談センターとして、あなたの希望に沿って動いていきます。相手方との間に直接介入することは容易ではありませんが、例えば、修学・就業環境を整えるよう学部・大学院などに相談をつなげること、心理面のケアのためカウンセラーに相談をつなげることなどが挙げられます。

相談員は、あなたに確認してから動きますので、知らない間に何かが始まるということはありません。

なお、相談したことを相手方に知られたくない、知られたらどうしよう…と不安になることもありますが、調整することなどで起こりうる「二次被害」が避けられるように、慎重に対応します。

④（対応の結果）申立てを起こしたいとき

調整が不調に終わる、または状況が改善されないなど、相談員による対応が難しい場合は、あなたのご意向を受けて、次のステップ（ハラスメント委員会への申立て）の取次ぎを行います。

相談員は、申立て後の手続きやハラスメントかどうかの判断には、直接関わりませんが、申立て後も事実調査が行われる際など不安がありましたら、一人で抱え込まずに相談してください。

学外相談員によるハラスメント相談のお知らせ

草薙キャンパスでは週1回、小鹿キャンパスでは月2回、学外相談員がハラスメントに関する相談を電話又は面談により受け付けています。相談日は毎月、HP、メール及び Web 学生サービス支援システムにてお知らせします。必ず事前の相談希望日時の予約をお願いしております。秘密は厳守しますので安心してお気軽にご相談ください。

【予約専用 E-mail】 hmsoudan@u-shizuoka-ken.ac.jp

【大学ハラスメント防止等 HP】 <https://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/campuslife/harassment/>

【相談日程掲載用の学内 HP】 <https://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/manual/medical/harassment/>



静岡県立大学ハラスメント防止・対策委員会 ニュースレター2025年2月発行 No.20



みなさん、こんにちは。

春が近づき、これから留学を検討する方、実際に準備を進めている方もいらっしゃると思います。

本学では、ハラスメントのない健全で快適なキャンパス環境実現を目指し、取組を進めているところですが、ハラスメントは留学先を含む学外でも生じる可能性があります。

特に、深刻なセクシャル・ハラスメントに該当する性暴力につきましては、「留学生のための性暴力対策マニュアル」が公表されていますので、留学の検討、準備を進める方は、内容を確認してみてください。

留学は、国内では得られない経験を積み、知見を深め、自身を成長させる貴重な機会ですが、その貴重な機会を台無しにしないためにも、被害に遭わないよう知っておくべき内容かと思ひます。

ぜひ確認してみてください。

●SAY NO! ウェブサイト

<https://sayno-ryugaku.com/>

留学生のための性暴力対策マニュアル

私たちが留学生は海外で生活して留学する。その場所では、個人の権利が尊重され人権として生きる権利を持っている。留学中に被害にあった私たちは、世界に孤立した状態に陥る恐れがある。留学中に起こる被害を未然に防ぐことが重要である。被害に遭った場合、適切な対応を講ずることが必要である。

留学先での性被害は現実起きています

216/518 留学先での性被害が報告された。うち、157人が被害国を訴えた。日本人でなくとも、59人が被害に遭っている。

性暴力はどこでも起こる

世界の全ての国から性暴力が報告された。特に、欧州・中東・アジアは留学被害に比べて被害者の報告が多い。

若者の弱みにつけ込む

多くの事例で、被害者が20代前半、加害者が社会人、留学先で被害に遭った。被害者の弱みにつけ込む。被害者の弱みにつけ込む。被害者の弱みにつけ込む。

留学だからこそ起きる日本人からの性暴力。

留学先で、同じ日本人からの性暴力に悩む被害者が多い。被害者は、被害国に被害を受けた。被害者は、被害国に被害を受けた。被害者は、被害国に被害を受けた。

外国人からの性暴力。

日本に来てから、外国人からの性暴力に悩む被害者が多い。被害者は、被害国に被害を受けた。被害者は、被害国に被害を受けた。被害者は、被害国に被害を受けた。

被害者は、被害国に被害を受けた。

被害者は、被害国に被害を受けた。被害者は、被害国に被害を受けた。被害者は、被害国に被害を受けた。